

中部運輸局海上安全環境部

令和6年12月13日

連絡先
中部運輸局海上安全環境部
運航労務監理官 落合・上野・玉田
Tel 052-952-8012

輸送の安全確保に関する命令の発出について

令和6年8月11日、近江トラベル株式会社が経営する一般旅客定期航路事業（川崎～水島航路）で運航する旅客船「第八観光丸」において、船体の亀裂及び当該亀裂からの浸水を確認したにもかかわらず、その後の応急処置をもって、同月19日まで運航を継続させるという事案が発生しました。

これを受けて、当局が、同年8月23日及び9月3日に、海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、関係法令及び安全管理規程の遵守義務に違反する事実が確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全確保に関する命令書を発出しましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日 令和6年12月13日

2. 対象事業者の概要

事業者名：近江トラベル株式会社（代表取締役 伊藤 孝樹）

住 所：滋賀県彦根市駅東町15番1

営 業 所：オーミマリン敦賀営業所 福井県敦賀市蓬萊町17-26

3. 命令内容

以下について講じた措置を、令和7年1月14日までに文書により報告すること。

- ① 船舶所有者（近江トラベル株式会社）は、船舶の堪航性に影響を及ぼすおそれのある変更が生じた場合又は船舶の堪航性に影響を及ぼすおそれのある修理を行う場合において、船舶安全法第5条に基づく検査を受検し、合格した船舶を航行の用に供すること。
- ② 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するため、船舶安全法をはじめとする関係法令及び安全管理規程の遵守並びに安全最優先の原則の徹底に関し、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。

- ③ 安全統括管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶安全法をはじめとする関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- ④ 運航管理者は、安全管理規程第19条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、船舶安全法をはじめとする関係法令及び安全管理規程を遵守してその実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
- ⑤ 船長及び運航管理者は、安全管理規程第25条に基づき、船舶の状況が運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合において、船舶安全法第5条等の規定に基づき修復整備の措置を講ずるまでの間は、協議により、運航休止又は配船計画の臨時変更の措置をとること。
- ⑥ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第30条に基づき、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録すること。
- ⑦ 船長は、安全管理規程第41条に基づき、船舶の船体等の点検中、運航に支障を及ぼすおそれがある異常を発見したときは、船舶安全法第5条等を遵守のうえ修復整備の措置を講ずること。
- ⑧ 船長は、安全管理規程第44条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故拡大の防止のための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置を海上保安官署等に連絡すること。
- ⑨ 運航管理者は、安全管理規程第45条に基づき、事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとること。
- ⑩ 経営トップ及び安全統括管理者は、安全管理規程第46条に基づき、事故の発生を知ったときは、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講ずること。
- ⑪ 運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署等にその概要及び事故処理の状況を報告すること。

4. 当該事業者に対する違反点数付与状況

当該違反により付された違反点数	40点
当該事業者が付された累積違反点数	40点